

## 学校法人湊川相野学園 役員の報酬等に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人湊川相野学園（以下「学園」という。）の寄附行為の規定に基づき、役員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む）としての給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (3) 非常勤理事とは、前号以外の理事をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

**第3条** 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬等は支給する。

(報酬額の算定方法)

**第4条** 非常勤理事及び監事の報酬額は、別表第1のとおりとする。

2 非常勤理事及び監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(退任慰労金の支給)

**第6条** 役員が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

- 2 65歳を超えない職員理事には支給しない。
- 3 役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。
- 4 支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算定される額の範囲内で決定する。

(退任慰労金の算定方法)

**第7条** 退任慰労金は、基準額を150,000円とし、これに在任期間（1年未満の端数月日は切捨てる）に対応する支給率（別表2）を乗じて得た額とする。

(報酬等の支給方法)

**第8条** 月額分を毎月20日（当日日曜日および祝祭日のときはその前日）に支給するものとする。

(費用)

**第9条** 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、湊川相野学園旅費規程のとおりとする。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。学校法人湊川相野学園役員報酬規程、学校法人湊川相野学園役員(理事・監事)退職報奨金規程は廃止する。

別表第1

職員理事	無報酬(給与規程に則り職員としての給与のみ支給)		
非常勤理事	理事会評議員会への出席	月額	3万円
	学園が依頼した業務への出席	1日	1万円
監事 (非常勤)	監事監査、理事会評議員会への出席	月額	3万円
	学園が依頼した業務への出席	1日	1万円

別表第2

退任慰労金支給率

在任期間	支給率	在任期間	支給率	在任期間	支給率	在任期間	支給率	在任期間	支給率
1年	0.6	11年	11.1	21年	22.2	31年	42.625	41年	56.375
2年	1.2	12年	12.2	22年	23.4	32年	44.0	42年	57.75
3年	1.8	13年	13.3	23年	24.6	33年	45.375	43年	59.125
4年	2.4	14年	14.4	24年	25.8	34年	46.75	44年	60.0
5年	3.0	15年	15.5	25年	28.375	35年	48.125	45年	(以下同)
6年	4.5	16年	16.6	26年	30.95	36年	49.5		
7年	5.25	17年	17.7	27年	33.525	37年	50.875		
8年	6.0	18年	18.8	28年	36.1	38年	52.25		
9年	6.75	19年	19.9	29年	38.675	39年	53.625		
10年	7.5	20年	21.0	30年	41.25	40年	55.0		